

業務委託契約書（案）

1 業務名 県内中小企業の価格転嫁促進支援企画運営業務

2 履行場所 広島県内

3 履行期間 契約締結日から令和9年2月26日まで

4 委託料 円 一

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額円 一）

5 契約保証金 円 免除

6 特約事項

（1）発注者は、受注者の請求により必要があると認めるときは、上記4の委託料の一部を概算払することができる。

- ① 受注者は、委託料の概算払を請求しようとするときは、委託料概算払請求書を発注者に提出するものとする。
- ② 受注者は①の規定により概算払を受けたときは、約款第30条第2項の通知に基づき、通知後10日以内に、委託料概算払精算書を発注者に提出する。
- ③ 受注者は②の委託料概算払精算書に基づき、差引過不足額を、発注者の指示により精算する。
- ④ ③に定める過払額について、受注者が、発注者の定める返還期限までに返納しないときは、受注者は発注者に対して、返還期限の翌日から返納した日までの期間に応じ、返還金額につき別紙「業務委託契約約款」第45条第5項に掲げる率の割合で計算した金額を利息として支払うものとする。
- ⑤ 受注者は、自己の責めに帰すべき理由によりこの契約が解除された場合において、既に委託料の支払を受けているときは、発注者の定める返還期限までに、発注者が当該解除に係る部分に相当する委託料として定める額を返納するとともに、支払を受けた日から返納した日までの期間に応じ、返還金額につき別紙「業務委託契約約款」第45条第5項に掲げる率の割合で計算した金額を利息として支払うものとする。

上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和8年 月 日

発注者 住所 広島市中区基町10番52号

氏名 広島県

代表者 広島県知事 横田美香

受注者 住所

氏名